

「月次定期自主検査コース」のしおり

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

月次定期自主検査コース

フォークリフトや車両系建設機械（以下 対象機械という）は、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、自主検査（特定自主検査）を行わなければならないことが定められ（労働安全衛生規則第151条の21、第167条）、また、1月を超えない期間ごとに1回、定期的に、自主検査（月次定期自主検査）を行わなければならないことが定められています。（同規則第151条の22、第168条）

特定自主検査は、その検査者資格が法令で定められていますが、月次定期自主検査は、その検査者資格が定められていません。そこで、当協会では、現在対象機械の月次定期自主検査に携わっている方、また、日頃対象機械の整備や運転業務に従事されている方を対象に、対象機械月次定期自主検査の検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができる実務研修を行っています。

以下に当協会が実施する実務研修の内容及び受講手続き等について説明します。

1. 研修の目的

対象機械の月次定期自主検査について、検査の内容、方法、判定ポイント及び検査記録表の記入要領を理解する。

2. 研修の種類と受講対象者

対象機械の月次定期自主検査に携わっている方や日常の整備や運転に携わっている方。

3. 研修の内容と研修時間

科 目	範 囲		時 間 (H r)	
	座学コース	実技コース	対象機械	
			フォークリフト	車両系建機
定期自主検査の知識	対象機械の定期自主検査の位置付け、検査者の役割を理解する。	同 左	1. 5	1. 5
検査に関する知識	検査記録表の項目を理解する。		2. 0	3. 5
演 習	検査方法及び判定方法及び記録表の記入要領を理解する。			
合 計 時 間			3. 5	5. 0

(注) 研修時間は最低時間を示します。また、休憩は含まれていません。

#### 4. 研修受講料

単位：円

研 修 の 種 類	座学コース		実技コース	
	会 員	一 般	会 員	一 般
フォークリフトコース	6,710	7,260	12,210	12,760
車両系建機コース	9,240	9,680	14,740	15,180

- (注) ① **上記受講料には、テキスト代及び消費税10%が含まれています。**
- ② 当協会会員所属の受講者の受講料は、当協会がテキスト代の一部を負担した額です。
- ③ 上記受講料に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、上記受講料と異なる場合があります。
- ④ 受講料は、研修を実施する当協会の支部にお支払ください。
- ⑤ 受講を取り消しする場合は速やかに開催支部へ申し出て下さい。研修開始日の5営業日前までは、取消費用は発生しません。同4営業日前から2営業日前の場合は、教材費を除く受講料を頂きます。同1営業日前及び当日の取消は教材費を含む受講料全額を頂きます。教材を受講者に事前送付済の場合は、営業日に係わらず教材費を頂きます。
- ⑥ 上記受講料は、令和3年度4月開催の研修より適用となります。

#### 5. 研修の受講手続き

本研修の受講を希望する方は、次の申込書に必要事項を記入の上、研修を実施する当協会の支部に提出して下さい。

実務研修「月次定期自主検査コース」受講申込書（様式98A号）

前記申込みを頂いた方は、当協会の支部より「実務研修受講票」が送付されますので、それに従って受講して下さい。

#### 6. 研修修了証の発行

本実務研修を受講し修了された方には、受講した証として研修修了証が発行されます。

お問い合わせ先

(公社)建設荷役車両安全技術協会  
長 崎 県 支 部  
〒854-0065 長崎県諫早市津久葉町5-121  
津久葉エステートビル213号室  
TEL(0957)49-8000 FAX(0957)49-8001

令和3年4月改訂